

○ 全国的な土づくりの展開

(令和4年8月19日更新)

- (土-1) 本事業の目的いかん。
- (土-2) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。
- (土-3) 指定混合肥料・混合堆肥複合肥料を事業対象とした理由いかん。
- (土-4) 事業対象となる混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料はどのようなものか。
- (土-5) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料の事業対象となる「家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの」及び「事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるもの」とは、どのように確認するのか。(修正)
- (土-6) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。
- (土-7) 「実証的に活用する取組」とは何か。どのような取組が支援対象となるのか。(修正)
- (土-8) 「既の実証されている堆肥等の施用は対象としないものとする」とされているが、どのようなほ場が対象になるのか。
- (土-9) 本事業において実証的に活用する堆肥等は、「新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としない」とされているが、堆肥等の補助対象範囲いかん。(修正)
- (土-10) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。(修正)
- (土-11) 定額(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。)とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。
- (土-12) 「堆肥等を実証的に活用する面積」とあるが、水田の場合には、水張り面積か。(修正)
- (土-13) 「堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定する」とされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。(修正)
- (土-14) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、
 - ① どのような項目により確認すれば良いか。
 - ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
 - ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
 - ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合は補助対象となるのか。
 - ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
 - ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。(修正)
- (土-15) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認の

ため、実証の前後において実施するものとされているが、収量の低下等が資料により確認できる場合には、作物体の分析を行わなくて良いか。（追加）

- (土-16) 土-14 の場合に、新規就農者や、水田への園芸作物の導入時など、作物の収量等を確認出来ない場合にはどのようにすれば良いのか。
- (土-17) 輪作等により、数年に1回のサイクルで作付けをする品目の場合、作物体の分析はどのようにすれば良いのか。（新規）
- (土-18) 実施要領別記3別紙8のIの6（5）エ（イ）において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。
- (土-19) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha 当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。（修正）
- (土-20) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の作成は、実施要領別記3別紙8のIの6（5）キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記3第8の5（2）アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。
- (土-21) 取組主体の成果目標として、別記3第4の5（2）イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。
- (土-22) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。
- (土-23) 実証後の土壌分析において成果目標を達成した場合、目標年度まで土壌分析を行う必要はあるか。（新規）
- (土-24) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。
- (土-25) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）に新たな取組を追加することは可能か。

(土一1) 本事業の目的いかん。

(答)

- 1 農業の生産基盤である地力の維持・増進には、堆肥等の有機物の施用による土づくりが不可欠だが、散布に労力がかかるなどといった理由から、堆肥の施用量減少による地力の低下が懸念される所。
- 2 全国的な土づくりの展開に資する堆肥の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等にあらためて堆肥の実証的な活用を支援することとした所。

(土一2) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。

(答)

- 1 実証に用いる堆肥の種類は、牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、豚ふん堆肥、馬ふん堆肥及びペレット堆肥（混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料を含む。以下「堆肥等」という。）とする。
- 2 なお、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの又は第16条の2に基づき指定混合肥料として若しくは第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものであって、十分に腐熟された堆肥とする必要がある。

※ ペレット堆肥は、牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、豚ふん堆肥、馬ふん堆肥をペレット状に加工したもの又はこれらの堆肥を主な原料とした堆肥等をペレット状に加工したものとする。

(土一3) 指定混合肥料・混合堆肥複合肥料を事業対象とした理由いかん。

(答)

肥料法の改正を踏まえ、堆肥の散布に労力がかかるなどといった理由から堆肥の散布を行っていない農業者等が、指定混合肥料又は混合堆肥複合肥料を使用し、肥料と同時散布することでより省力的に土づくりに取り組んでいただくことを目的として、事業の対象とした。

(土一4) 事業対象となる混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料はどのようなものか。

(答)

- 1 混合堆肥複合肥料については、家畜排せつ物由来の堆肥が混合されており事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるものとする。
- 2 指定混合肥料については、家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの又は家畜排せつ物由来の堆肥が混合若しくは配合されており本事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるものとする。

(土－５) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料の事業対象となる「家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの」及び「事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるもの」とは、どのように確認するのか。(修正)

(答)

- 1 家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているかどうかについては、使用する肥料の販売メーカー等へ製品中の家畜排せつ物由来の堆肥の含有量を確認することにより判断するものとする。
- 2 事業の取組における従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果については、使用する肥料の販売メーカー等への確認により判断するものとする。不明の場合は、可給態窒素や腐植含量等の改善などの土づくり効果に関する従来堆肥との比較データを学会での発表資料や公的な試験などで公表しているものに限り対象とする。

(土－６) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。

(答)

上限事業費の範囲内で2年を上限に補助対象として差し支えない。

(土－７) 「実証的に活用する取組」とは何か。どのような取組が支援対象となるのか。
(修正)

(答)

- 1 堆肥の施用による土づくり効果を確認するため、堆肥等の調達から施用に至る一連の取組と実証の前後の土壌分析等を支援することとしている。
- 2 また、ペレット堆肥については、これまでの堆肥と異なる施用方法や、施用効果が想定されることから、これらの取組に加え、作物への影響等を把握するための坪刈等の栽培実証の取組にかかる経費を支援することとしている。

(土－８) 「既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする」とされているが、どのようなほ場が対象になるのか。

(答)

- 1 対象となるほ場は以下のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 慣行的に堆肥等の施用を行っていないほ場
 - (2) 堆肥等の施用を行っているが、地力の改善のため追加で堆肥等の施用が有効と認められるほ場
- 2 なお、耕種農家に対する取組であることから、畜産農家が自らの牧草地等に堆肥等を施用する取組については対象とはしていない。

(土-9) 本事業において実証的に活用する堆肥等は、「新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としない」とされているが、堆肥等の補助対象範囲いかん。 (修正)

(答)

- 1 本事業にあわせて新たに生産された堆肥等であるか否かは問わず、既に流通している堆肥等も対象となる。また、これまでに実証ほ場で施用している堆肥等であっても、(土-8)の1(2)のとおり、地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められる場合は、実証に必要な堆肥等については補助対象として構わない。
- 2 ただし、既に耕種農家へ供給されている(交付決定前に発注、購入又は納品されている)堆肥等については事業対象外となる。
- 3 また、既に耕種農家へ継続的に堆肥等が供給されており、その結果、地力等に問題が生じていない場合には事業対象外となる。

(土-10) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。 (修正)

(答)

- 1 取組主体については、実施要綱の別表2のIの2の生産基盤強化対策にあるとおり、
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 公社
 - (4) 土地改良区
 - (5) 農業者
 - (6) 農業者の組織する団体
 - (7) 民間事業者
 - (8) 都道府県協議会
 - (9) 地域協議会が取組主体となれる。
- 2 なお、本事業においては、耕種作物に係る耕種農家による堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援するものであることから、畜産農家等が単独で取組主体となることはできないが、取組主体が市町村や農業者の組織する団体となる場合において、取組主体の構成員として事業に関わることは可能。

(土-11) 定額(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。)とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。

(答)

取組主体への交付額は、補助事業に要した事業費又は県が定めた単価に実証面積を乗じた額のいずれか低い方となる。

(土-12) 「堆肥等を実証的に活用する面積」とあるが、水田の場合には、水張り面積か。
(修正)

(答)

本事業において、国が都道府県への交付額の上限を算定する際に用いる面積は、堆肥等を実証的に活用する実面積とし、畦畔等は除くものとする。

(土-13) 「堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定する」ものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。(修正)

(答)

指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物等によって異なることから、現地の実態に応じて設定する必要がある。各都道府県で設定されている土壌診断基準値等に加え、農作物の収量・品質について自治体や農業協同組合等が持つ地域の標準との比較等によって判断することとなる。

(土-14) 土壌及び作物体の分析は、実証ほ場の選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、

- ① どのような項目により確認すれば良いか。
- ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
- ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
- ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合は補助対象となるのか。
- ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。

(修正)

(答)

- ① 指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物等によって異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定いただくこととなる。
- ② 取組主体事業計画を策定する前の実証前の分析については、補助対象にはならない。
- ③ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認だけでなくほ場の選定のためにも、堆肥等の施用前に実証前の分析を行っていただく必要がある。このため、実証前の分析の結果、当該ほ場における堆肥等の施用取組を実施しない場合であっても、実証前の分析の経費を補助対象とすることは差し支えない。
- ④ 実証事業の一連の取組について2年を上限に計画を策定することとしており、1、2年

目に実証後の分析を行う場合は対象となる。一方、3年目以降に行う場合は事業評価までに自己負担で実施いただくこととなる。

- ⑤ 堆肥等の施用効果をほ場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、取組主体計画書2(2)2において、同一品目のほ場面積が30ha以上の大規模な実証であり、かつ、同一品目のほ場数が30筆以上の場合は、栽培形態等の条件が類似する複数のほ場をまとめておおむね1ha当たり1カ所毎に分析をしても良い。また、同一品目のほ場であって、かつ、1筆当たりの面積が30aに満たない小規模なほ場が複数ある場合には、栽培形態等の条件が類似する複数のほ場をまとめておおむね30a当たり1カ所毎に分析しても良い。
- ⑥ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認の観点からは、堆肥等の施用及び農作物の栽培を行った後に実施することが適当である。ただし、堆肥施用による土づくり効果が適切に比較できるのであれば、施用後の土壌分析のタイミングについては問わない。

(土-15) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、収量の低下等が資料により確認できる場合には、作物体の分析を行わなくて良いか。(修正)

(答)

- 1 対象となるほ場等の単収、秀品率又は等級比率を客観的に評価できる資料がある場合には、作物体の分析を行わなくて良い。例えば、対象となるほ場等の直近のデータを、過去のデータや条件が類似する近隣産地のデータと比較できる場合などが考えられる。
- 2 なお、単収等は地力以外に、天候等の要因にも大きく影響を受けるため、必ずしも実証直前のデータを参照する必要はなく、直近数年の平均値等を使用するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

(土-16) 土-14の場合に、新規就農者や、水田への園芸作物の導入時など、作物の収量等を確認出来ない場合にはどのようにすれば良いのか。

(答)

これまでと異なる作物を導入するなど、現状をもって作物の収量への影響を判断できない場合には、地目や作物に適した土壌の性質に比べ、土壌分析により地力が低下していることを確認することで作物体の分析に代えることが可能。

(土-17) 輪作等により、数年に1回のサイクルで作付けをする品目の場合、作物体の分析はどのようにすれば良いのか。(新規)

(答)

- 1 対象作物に関して、対象となるほ場等の単収、秀品率又は等級比率を客観的に評価できる資料を用いることとする。
- 2 なお、単収等は地力以外に、天候等の要因にも大きく影響を受けるため、必ずしも実証直前のデータを参照する必要はなく、直近数年の平均値等を使用するなど、対外的に説明が可

能な方法を選択することとしても構わない。

(土-18) 実施要領別記3別紙8のIの6(5)エ(イ)において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。

(答)

当該通知の5に基づき、堆肥の原材料に関する情報を提供元に確認するとともに、提供元において生物検定又は残留農薬分析を実施している場合は、その結果の提供を求める等適切に対応すること。

その際、堆肥を施用する園芸作物等に生育障害の発生の可能性がないことを確認できない場合は、必要に応じて本事業により生物検定又は残留農薬分析を実施できるものとする。

(土-19) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。(修正)

(答)

1カ所当たりの実証の規模は問わないが、適宜、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証すること。

(土-20) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の作成は、実施要領別記3別紙8のIの6(5)キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記3第4の5(2)アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。

(答)

別紙8のIの6(5)ウにおいて、堆肥等を実証的に活用するほ場の選定に当たり、地域及び作物への偏りが生じることのないよう留意するものとされていることを踏まえ、都道府県単位で産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)を作成することとしており、原則、都道府県全域の範囲で設定することとなる。ただし、都道府県内で地域や品目などで重点的に実証を行う場合には、当該地域や品目を産地の範囲とすることができるとする。その場合にあっては、当該地域毎や品目毎で目標を設定できるものとする。

(土-21) 取組主体の成果目標として、別記3第4の5(2)イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。

(答)

成果目標として設定する項目は、堆肥等の施用による土づくりを実施していないことに由来する地力の低下の状況を代表するものを設定するものとする。具体的な取組主体事業計画書の記載に当たっては、現状値は、計画段階では対象とする作物毎に指標となる項目について、例えば取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値を、評価の段階では取組において分析した結果の平均値を用いることとする。また、目標値は、都道府県の土壌診断の基準値(土壌の化学性及び物理性等の項目)等を用いて地域の実態に応じて設定するものとする。

(土-22) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。

(答)

取組主体事業計画で設定した成果目標に記載した項目の現状値及び目標値を用いることとなる。

(土-23) 実証後の土壌分析において成果目標を達成した場合、目標年度まで土壌分析を行う必要はあるか。（新規）

(答)

1 実証後の土壌分析において成果目標の達成を確認できた対象ほ場については、目標年度を待たずにその時点で目標達成とし、都道府県による指導の下引き続き土づくりに取り組むことを前提としてそれ以降土壌分析を行わなくても良い。なお、取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書には、報告時点までに成果目標を達成できた対象ほ場の割合を記載することとする。

例) 取組主体 A が 100 ほ場で事業を実施

(1) ⇒事業実施年度

10 ほ場で目標達成 → 翌年度の実施状況報告に達成率 10%と記載。

達成したほ場は以降分析不要

(2) ⇒事業実施翌年度

新たに 50 ほ場で目標達成 → 翌年度の実施状況報告に達成率 60%と記載。

達成したほ場は以降分析不要

(3) ⇒事業実施翌々年度（目標年度）

新たに 15 ほ場で目標達成 → 翌年度の評価報告に達成率 75%と記載。

目標未達で評価とし、次年度以降、達成となるまで改善状況を報告。

2 なお、取組主体の成果目標の達成率が 80%未満の場合、実施要領別記 3 第 16 の 8 に基づき、次年度以降に同一主体が作成する計画は厳格な審査を行う必要がある。

(土-24) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。

(答)

成果目標に達しなかった場合には、当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づき、改善の取組を行っていただき、その結果を改善状況として報告することとなる。このため、成果目標に達しなかった取組主体では、必要に応じて堆肥等の施用による土づくりを行うこととなるが、成果目標に達した取組主体についても、土壌中の有機物は分解等によって減耗することから、堆肥等の施用による土づくりは継続して取り組むことが望ま

しい。

(土-25) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）に新たな取組を追加することは可能か。

(答)

追加を行う取組が既存の取組主体事業計画で行った取組と異なる取組である場合（品種・品目や栽培方法が異なる、取組地域が異なっており地質が異なる等）には可能である。なお、新たな取組の追加に当たっては、取組主体において新たに地力の向上の目標設定を行っていただくとともに、産地において、成果目標の追加等の上方修正が必要となる。

(例)

- (1) 産地の面積の拡大
- (2) 産地の面積目標の上方修正
- (3) 産地の成果目標の追加（総作付面積又は販売額の目標の追加）
- (4) （転作・輪作作物の面積の維持を目指す場合）産地の転作・輪作作物の面積目標の追加